型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－４号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音仕切り甲板）	ＳＴＡＣＯ－Ｆ Ｆ－50Ａ	STACO Co., Ltd	1589－3, Songjeong-dong, Gangseo-gu, Busan, Republic of Korea
第Ｓ－５号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）	ＳＴＡＣＯ－Ｗ－Ｃ25	〃	〃
第Ｓ－６号	〃	ＳＴＡＣＯ－Ｗ－Ｃ50	〃	〃
第Ｓ－７号	〃	ＳＴＡＣＯ－Ｗ－Ｃ50Ｄ	〃	〃

○国土交通省告示第千七十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十七年十月二日付けをもつて次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4599号	膨脹式救命いかだ（両面型）	ＳＵＲＶＩＶＡ 50型	RFD Limited	艤装品の仕様を追加及び搭載高さを変更

○関東地方整備局告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　権川都市計画道路事業三・四・二号駅東口通り線及び三・四・七号仲仙道線

三　事業施行期間　自平成二十七年十月十九日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県権川市寿一丁目、南一丁目、東一丁目及び寿二丁目地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十九日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	数	地の幅員	延長
花立蒲原家郡阿賀町字七花〇番一まで	後前	一一八・四	八七・二	〇・〇キロメートル
立蒲原家郡阿賀町字七花〇番一から同一八番地まで	後前	一一八・四	五二・五三	〇・〇キロメートル
立蒲原家郡阿賀町字七花〇番一から同一八番地まで	後前	一一八・四	五三・〇一	〇・〇キロメートル
立蒲原家郡阿賀町字七花〇番一から同一八番地まで	後前	一一八・四	七七・〇一	〇・〇キロメートル
立蒲原家郡阿賀町字七花〇番一から同一八番地